

2021年1月13日
ピジョンタヒラ株式会社

新型コロナウイルス 緊急事態宣言対象区域拡大に伴う在宅勤務体制のご連絡
(対象拠点追加)

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言対象区域が、新たに追加されることとなりました。つきましては、当該地域で事業活動を行う下記の拠点・営業所におきまして、2月上旬まで在宅勤務を基本とした業務体制を実施させていただきます。

【在宅勤務を基本とした業務を実施する拠点】 ※太字下線…今回追加拠点

・ピジョンタヒラ本社

(東日本営業部、東京営業所、広域販売G、管理部、計画部、マーケティング部)

・ピジョンタヒラ大阪(西日本営業部、大阪営業所)

・ピジョンタヒラ名古屋(名古屋営業所)

・ピジョンタヒラ福岡(福岡営業所)

【対象期間】

・2月7日(日)まで 2月8日(月)以降は改めてご連絡いたします。

営業に関するお問い合わせにつきましては、各営業担当に直接お問い合わせください。

下記メールやホームページでも、お問い合わせを受け付けております。

メール : hhcinfo-admin@pigeon.com

ホームページ : https://www.pigeontahira.co.jp/inquiry_no_products/

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上